

出産費資金貸付申請要領

被保険者及びその被扶養者の福祉の向上を目的に、出産に要する費用の一部資金（法定給付の8割相当額）を無利子で貸し付ける事業を行っています。

1. 貸付対象者

「出産育児一時金（家族出産育児一時金）」の支給を受ける見込みがあり、出産育児一時金の直接支払制度を利用しない当健康保険組合の被保険者で、次のいずれかに該当する場合。

- ① 出産予定日まで1ヶ月以内の方、または、出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者である家族を有する方。
- ② 妊娠4ヶ月以上の方、もしくは妊娠4ヶ月以上の被扶養者である家族を有する方で、医療機関に一時的な支払いが必要となった方。

2. 貸付限度額

(1) 400,000 円（加算対象出産の場合。） (2) 390,400 円（(1)以外の出産。）

※加算対象出産とは、産科医療保障制度に加入する医療機関等の医学管理下における在胎週数が22週に達した日以後に出産した場合をいいます。（死産を含みます。）

3. 手続き

「出産費資金貸付申込書」に必要事項を記入して、次の書類を添えて健康保険組合に提出してください。

4. 添付書類

(1) 貸付対象者の①に該当する方

ア. 母子健康手帳の写等（氏名が確認できる頁と予定日が記載されている頁の写、または出産予定日まで1ヶ月以内であることが証明できる書類を添付してください。）

イ. 合意文書の写（直接支払制度を利用しないことに合意した文書の写。医療機関が用意します。）

(2) 貸付対象者の②に該当する方

ア. 母子健康手帳の写等（氏名が確認できる頁と予定日が記載されている頁の写、または妊娠4ヶ月以上であることが証明できる書類と医療機関が発行した費用明細のある請求書または領収書の写を添付してください。）

イ. 合意文書の写（直接支払制度を利用しないことに合意した文書の写。医療機関が用意します。）

5. 貸付の決定および通知

審査の上、貸付けが決定された場合は、「出産費貸付決定通知書」と「出産費資金借用証書」および「出産育児一時金・付加金請求書」を送付します。このうち「出産費資金借用証書」は至急返送してください。

6. 支払い

支払いは貸付の決定がされたあと、請求者の指定口座に振り込みます。

7. 返済

返済には支給決定された「出産育児一時金（家族出産育児一時金）」を充当し、差額がある場合は指定口座に振り込みます。

したがって、出産後ただちに「出産育児一時金・付加金請求書」を健康保険組合にご提出いただくことになります。

なお、「出産育児一時金（家族出産育児一時金）」が不支給となった場合は、貸付金額の全額を返還していただきます。